

令和2年11月臨時会会議録

令和2年11月30日 月曜日 午前10時00分開会
議長 下山准一 副議長 新田道尋

出席議員（17名）

1番	佐藤悦子	議員	3番	叶内恵子	議員
4番	八畝長一	議員	5番	今田浩徳	議員
6番	押切明弘	議員	7番	山科春美	議員
8番	庄司里香	議員	9番	佐藤文一	議員
10番	山科正仁	議員	11番	新田道尋	議員
12番	奥山省三	議員	13番	下山准一	議員
14番	石川正志	議員	15番	小嶋富弥	議員
16番	佐藤卓也	議員	17番	高橋富美子	議員
18番	小野周一	議員			

欠席議員（0名）

欠 員（1名）

出席要求による出席者職氏名

市 長	山尾順紀	副 市 長	小松孝
教 育 長	高野博	総 務 課 長	関宏之
総合政策課長	渡辺安志	財 政 課 長	平向真也

事務局出席者職氏名

局 長	滝口英憲	総 務 主 査	叶内敏彦
主 任	庭崎佳子	主 任	小田桐まなみ

議 事 日 程

令和2年11月30日 月曜日 午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員指名

日程第2 会期決定

日程第3 議案第107号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

下山准一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は17名です。

これより令和2年11月新庄市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

下山准一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において押切明弘君、石川正志君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

下山准一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長石川正志君。

(石川正志議会運営委員長登壇)

石川正志議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る11月25日午後1時30分より、議員協議会室において議会運営委員6名出席の下、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集

されました令和2年11月臨時会の運営について協議したところであります。

初めに、執行部から招集日を含め提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましては本日11月30日、1日と決定いたしました。

このたび提出されます案件は、議案1件であります。

案件の取扱いにつきましては、臨時会でありますので、委員会への付託を省略して、直ちに本日の本会議において審議をお願いいたします。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

下山准一議長 お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、11月30日、本日1日としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は11月30日、1日と決しました。

日程第3 議案第107号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

下山准一議長 日程第3 議案第107号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

コロナ禍におきまして第3波が来ているのではないかとというようなことで、県内も若干増え

つつあるわけでありませぬけれども、最上には来ないでいただきたいなというふうに思っております。

さて、議案第107号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、去る11月12日に行われた山形県人事委員会勧告に鑑み、本市においても県人事委員会の勧告及び県内他市の状況を勘案し、職員の給与について必要な改正を行うものであります。

内容といたしましては、令和2年12月に支給する一般職の職員の期末手当の支給月数を0.05月引き下げるとともに、この改正に合わせて特別職である市長、副市長、教育長及び議員の期末手当につきましても同様の措置を行うものであります。

また、令和3年度以降につきましては6月期と12月期に支給する手当の支給月数をそれぞれ0.025月引き下げたものであります。

施行日につきましては、12月の手当支給に反映させる必要があることから公布の日とし、第2条及び第4条の規定については令和3年4月1日とするものであります。

以上、御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

下山准一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第107号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第107号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番(八鍬長一議員) 提案理由には、県人事

委員会勧告に鑑みという提案理由が載っています。人事委員会を持っていない本市としては、県の人事委員会勧告に準拠するというところについては一定の理解をするものであります。そこで大事なのは労使間の話し合いです。職員にとっては生活給でありますから、そこで労使間の話し合いについてはどうなっているのでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 職員労働組合のほうとも交渉を行っているところでございます。県の人事委員会を尊重し、期末手当の支給月数を0.05月引き下げるといふような対応を提案しましたところ、組合側といたしましても県人勧を尊重するという考え方理解できるということで合意を得ているところでございます。

4 番(八鍬長一議員) 議長、八鍬長一。

下山准一議長 八鍬長一君。

4 番(八鍬長一議員) いわゆるその話し合いというのは何回ぐらい行われたんでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 1回でございます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 職員の引下げ1人当たりの額は、金額にするとどのぐらいなのでしょう。

それから、市長、議員の引下げ額というのが出ていますが、市長、議員の引下げ額はお幾らなのでしょう。

それから、もう一つお聞きしたいんですけども、元から再任用、市長、職員と、それから市長、議員の期末手当の元の金額と今回の金額といろいろ出ておりましたが、元から例えば再任用は100分の70ということで、非常に一般職に比べて低い状況です。

それに比べて市長は100分の160と、それから議員は100分の160と、元からのを見て高かったのが市長、議員などは100分の162.5、市長は。議員も100分の162.5というふうに上がっているように感じますが、その点はどういうことなのか、お願いします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 まず、1点目の職員1人当たりの影響額ということですが、こちらについては個別具体的なこととなりますので、試算のほうをしております。申し訳ありません。

2点目の市長または議員の方の影響額ということでよろしいんですね、はい。影響額につきましては、市長が6万4,400円、副市長が4万9,000円、教育長が4万1,300円、議員の方々は2万5,900円というふうな影響額となっております。

また、3点目の特別職の期末手当の割合が上がっているのではないかと御質問でございますけれども、今年度について上がっているということではございません。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 職員の先ほど組合との話し合いでは理解を得たというお話でしたが、一人一人の職員の給与は、これは生活する上で必要な金額だろうと思います。

また、それが下がることは使えなくなるということであり、地域に回るお金が回らなくなる、それだけ例えば外食していたものを減らしたとか、借金になって何か残っていくとか、そういうような形で必要な金額が減るということは、地域全体の景気の引下げにつながるのではないかと、その考えはどうなのかお聞きしたいと思います。

それから、市長や議員などについては、市長、三役や、それから議員また議長、副議長、議員

と、そういう方々、特別職については市民から見ますと高額所得というふうに市民からは見られております。そういう意味で批判もあり、引下げすべきではないかとよく言われております。そういう意味で、こういう引下げやるのは私は、特別職は引下げはあっていいのではないかと思います。元から、もともと期末手当の割合を見ますと、特別職は期末手当について一般職よりはるかに優遇されている数字ではないかなと私は見ております。そういう意味でも、引下げは特別職については引下げ必要なのではないかなと思いますが、その点についてはどうか、お願いします。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 確かに議員おっしゃるとおり期末手当の引下げがなされれば、消費や貯蓄に回るというお金が少なくなるわけですので、地域経済への影響は一定程度あると考えます。

しかしながら、人勸を尊重しないで公務員給与から始めるというのは難しいところがございますので、なおかつ公務員給与には国や県、市町村、そして民間との均衡という均衡の原則というものがございます。やはり、地域経済の振興を図って民間給与が上がれば公務員給与が上がるというふうな仕組みになっているわけですので、人勸を尊重した対応にさせていただければと考えているところでございます。

また、特別職につきましても市長の説明にございましたとおり、一般職に準じた形で引下げという形になりますので、よろしく願いいたします。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

下山准一議長 佐藤悦子さん。

1 番(佐藤悦子議員) 私は、コロナの影響もあり地域経済が大変冷え込んでおります。それが民間の給与も抑えられた形になっているということはよく分かります。

しかし、ここで市職員の給与を下げれば、もしかしたら住宅リフォームとかと考えたお金が出なくなるかもしれない。今でも飲み会に行く金も減るだろう、今でも市内のそういった仕事が減っている、店で買物が減っていると言われている中に、今の市職員がさらに財布のひもが厳しくなるというふうになったら、大変な地域の冷え込みに上乘せさせる形になるだろうということは目に見えます。そういう意味で、市職員の生活給であるというこれを考えたら、このときに下げるのは間違いではないかと私は思います。

それから、特別職については、これを見て元から期末手当が市長はじめ議員らが一般職に比べて、非常に高く設定されているということがよく分かりました。それは引下げしても私は、高額所得であるということで市民の目も厳しいですから、そこは下げてもいいんだろーと思えます。が、一般職については下げては駄目だと私は思いますが、どうでしょうか。

関 宏之総務課長 議長、関 宏之。

下山准一議長 総務課長関 宏之君。

関 宏之総務課長 これまでもこれからもというふうな形になるかと思えますけれども、基本的に人勸を尊重した対応を行っているわけですので、この点については御理解いただきたいと思えます。

コロナ禍にあつて民間企業だけでなく個人事業者など多くの民間の方が苦しい状況の中、やはり公務員給与だけがそのままいいのかというふうな感情もあると思えます。職員組合についても理解を示していただいているところですので、これらの状況についても御理解いただきたいと思えます。

下山准一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第107号は討論を終結し直ちに採決することに決しました。

これより採決いたします。

議案第107号新庄市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

下山准一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

閉 会

下山准一議長 以上で、今期臨時会の日程は全て終了いたしましたので、散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時18分 閉会

新庄市議会議長 下山准一

会議録署名議員 押切明弘

〃 〃 石川正志